

## 国見町「国見の教育ビジョン2021改訂版（案）」パブリック・コメント実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、国見町パブリック・コメント制度実施要綱（以下「町要綱」という。）に基づき、「国見の教育ビジョン2021改訂版（案）」の策定に当たり、町民等の意見を広く募集し、当該計画への意見反映を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### （意見を提出できる者）

第2条 本パブリック・コメントにおいて意見を提出できる者は、町要綱第2条に規定する者とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国見町内に在住する者
- (2) 国見町内に在勤又は在学する者
- (3) 国見町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

### （公表する内容）

第3条 公表する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国見の教育ビジョン2021改訂版（案）

### （公表の方法及び閲覧場所）

第4条 公表の方法及び閲覧場所は、町要綱第5条の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 閲覧場所
  - ア) 国見町観月台文化センター内 教育総務課
  - イ) 国見町公式ホームページ
- (3) 周知方法
  - ア) 令和8年1月27日発行の広報くにみお知らせ版
  - イ) 国見町公式SNS

### （意見募集期間）

第5条 意見募集期間は、次に定める期間とする。

令和8年1月23日（金）から令和8年2月11日（水）まで（20日間）

### （意見の提出方法）

第6条 意見の提出方法は、町要綱第6条の規定に基づき、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 教育総務課への持参

- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(意見の取扱い及び公表)

第7条 町は、意見募集期間終了後、提出された意見の概要及びこれに対する町の考え方を取りまとめ、公表するものとする。

2 提出された意見に対して、個別の回答は行わないものとする。

(所管)

第9条 本パブリック・コメントに関する事務は、教育総務課において所管する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本パブリック・コメントの実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。